

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて

平成23年2月17日

日本年金機構

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ事業の進捗状況

1. 業務処理状況（平成22年12月末段階）

○審査結果

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	合計
審査開始件数	43,749件	418,759件	1,230,446件	1,692,954件
審査終了件数 (括弧内は受託事業者終了までの件数。)	11,864件 (14,754件)	17,177件 (29,295件)	100,145件 (195,414件)	129,186件 (239,463件)
一致件数 (括弧内は受託事業者終了までの件数。)	11,821件 (14,698件)	16,990件 (29,067件)	99,783件 (194,289件)	128,594件 (238,054件)
不一致件数 (括弧内は受託事業者終了までの件数。)	43件 (56件)	187件 (228件)	362件 (1,125件)	592件 (1,409件)
職員確認済み件数のうちコンピュータ記録との不一致件数	32件	167件	283件	482件
職員確認済み件数のうち新規記録判明件数	11件	20件	79件	110件

○年金回復見込額

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	合計
年金回復見込額累計(年額)	5.7 万円	285.0 万円	1,581.6 万円	1,872.4 万円
年金回復見込額が増額となる受給者等の人数	10人	154人	298人	462人
増額となった者1人当たり平均(年額)	5.7 千円	19 千円	53 千円	41 千円

○ご本人への通知発送状況

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	合計
記録訂正に係る通知発送件数	20件	134件	140件	294件
うち、ご本人からの回答件数	9件	86件	68件	163件

注1) 審査対象者の年齢は、平成22年10月1日時点での年齢である。

注2) 不一致の案件はご本人に通知し確認をお願いした上で記録補正の要否を判断することから、最終的な結果ではないことに留意が必要である。

注3) 不一致の案件は第2次審査のプロセスを経るものであり、第2次審査は、昨年12月末時点では中央記録突合センターのみ実施。

注4) 通知発送は昨年12月20日に開始しており、通知発送件数及び回答件数は12月末時点のもの。

注5) 本業務処理状況には、昨年12月14日に報告したサンプル調査の審査結果及び年金回復見込額が含まれている。(一致件数5424件、不一致件数477件(そのうちコンピュータ記録との不一致件数367件、新規記録判明件数110件))

2. 事業開始以後に把握した課題とその対応

(1) 審査基準関係

突合せ事業の実施過程で把握された課題については、年金記録回復委員会等で検討し、対応方針を決定（審査基準に関するものについては実施要領を改正し、厚生労働省の承認を得て業務を実施しているところ）。

- ・氏名と生年月日等が一致するものとしてコンピュータ記録に紐付いた記録について、別人のものと疑われる場合の取扱い
- ・受給資格期間を満たしていない高齢の審査対象者について、紙台帳とコンピュータ記録が不一致であったが依然として受給資格期間を満たさない場合に、ご本人に通知をお送りするかどうかの取扱い
- ・新たな記録が判明した結果、脱退手当金の支給日と被保険者期間が重複した場合の取扱い
- ・新たな記録が判明した結果、脱退手当金支給済期間と未支給期間が混在した場合の取扱い
- ・コンピュータ記録に差止・保留の実績が入力された記録の取扱い
- ・厚生年金、船員保険の記録について資格喪失年月日の記載がない紙台帳の記録が新たに判明したケースの取扱い
- ・ご本人から届出がなされていないことにより資格記録と給付記録の内容が異なっている場合の取扱い
- ・整備記録の取扱い
- ・未統合記録が結び付いた基礎年金番号記録が死亡者である場合の取扱い

(2) 業務運営関係

①受付

順調に進んでいる。

②第1次審査

- 大部分の拠点で、立ち上げ当初、下記の要因から受託事業者の管理スタッフと機構職員による第1次審査の確認段階について滞留が生じたところ。

<要因>

【受託事業者段階】

- ・ 立上げ当初において作業スタッフの審査内容（紙台帳の読み方等）への理解が十分でないために判定誤りが多く、そのことが結果的にベリファイ方式（2名の作業スタッフが独立して同じ項目の審査を行う方式）による審査結果に相違が生じているケースの数を押し上げ、確認段階の事務量を増やしている。
- ・ 具体的には、管理スタッフについて、作業スタッフからの質疑への対応が多く発生しているほか、ベリファイ方式による審査結果に相違が発生した部分を確認・修正するために、管理スタッフも詳細な検査を実施せざるを得ない。

【機構職員段階】

- ・ 立上げ当初ということもあり、受託事業者の納品の精度確保に徹底を期するため、機構職員による全件検査を実施

<対策>

先行稼働拠点の状況を分析し、以下のような対策を講じることにより、滞留の解消に向けた取組を進めている。（中央拠点では、昨年11月時点での約4万件の管理スタッフの滞留が、本年1月時点で概ね解消。）

- ・ 受託事業者の管理スタッフや機構職員に質疑対応専任の者を設置
- ・ 受付や作業スタッフから審査確認を行う管理スタッフへの一時的なシフトによる審査確認体制の強化
- ・ 判定誤りの発生状況を基に、審査チーム、個々の作業スタッフ単位での品質を評価し、品質の向上が必要な作業スタッフの把握を行った上で、判定誤りをしたスタッフに対する誤りの内容のフィードバック、誤りやすい個所に関する理解度テスト等を実施

③第2次審査

- 受託事業者における別人記録の判断等について疑義が生じたことから、受託事業者段階での保留が発生。

<対策>

第2次審査の実施に関する照会について、関連するマニュアル等の改正を実施することにより、保留案件の解消を促進することとしている。

④国民年金の審査

- 2月7日より中央記録突合センターにおいてサンプル調査（約1万7千件）を開始（他の拠点も2月末にスタート予定）。市区町村が作成した国民年金記録に用いられるコード（記号）の確認等、国民年金記録固有の対応が必要。

<対策>

中央拠点で実施中のサンプル調査において、効率的なコードの参照手法や、受託事業者による審査確認の方法などを試行中。この結果を検証した上で、各拠点へも展開し、ノウハウの共有を図ることとしている。

突合せを実施する拠点の場所・規模・業務開始時期（平成23年1月現在）

（参考）

設置場所・開始時期	規模(人)	
	受託事業者	機構職員
北海道（22年12月20日）	299→757	12→30
宮城①（22年12月6日）	259→656	11→29
宮城②（22年12月6日）	255→647	11→28
東京①（22年10月12日）	467→1194	19→47
東京②（22年11月29日）	419→1062	17→43
神奈川（22年11月29日）	431→1090	18→43
千葉（23年1月4日）	772	30
埼玉（23年1月4日）	1137	46
茨城（22年11月8日）	256→386	11→16
新潟（23年1月4日）	326	13
栃木（23年1月4日）	261	11
長野（23年1月4日）	292	12
静岡（22年11月22日）	196→497	8→20
愛知①（22年11月29日）	354→896	15→37
愛知②（22年11月8日）	204→514	9→21

設置場所・開始時期	規模(人)	
	受託事業者	機構職員
石川（22年11月29日）	117→295	5→13
大阪①（22年11月29日）	291→736	12→30
大阪②（22年12月6日）	273→690	11→28
兵庫（22年12月6日）	286→724	12→30
京都（22年11月8日）	237→596	10→24
岡山（22年12月6日）	132→331	6→14
広島（22年11月8日）	266→672	11→29
香川（22年12月6日）	96→244	4→11
愛媛（22年11月15日）	121→308	5→13
福岡（22年11月8日）	378→644	16→27
長崎（23年1月4日）	314	14
熊本（22年11月22日）	227→249	9→11
大分（23年1月4日）	323	14
鹿児島（22年11月15日）	160→402	7→17
計 29拠点	6720→17015	239→701

注1) 規模は平成23年1月時点の人数。矢印により数字が変化しているものは、左側が拠点稼働開始時の規模であり、右側が平成23年1月の規模。

注2) 東京①拠点を除いては、平成23年1月より第2次審査を開始

これまでの進捗と今後のスケジュール

22年

23年

10月

1月

4月

7月

秋頃～

中央拠点から厚生年金・船員保険
記録の突合せ業務開始（10月）

※ サンプル調査を実施し、年齢の高い
受給者について順次実施

→他拠点でも順次業務開始

中央拠点から国民年金記録
の突合せ業務開始（2月）

※ サンプル調査より実施

→他拠点においても
順次業務開始

申出に基づく
突合せ（秋頃を
目途に開始予定）

厚生年金、船員保険
のサンプル調査
結果公表（12月）

全拠点の稼働
開始（1月）

年金事務所等において、記
録照会の際に紙台帳検索シ
ステムを本格活用（4月）

※新規裁定者の突合せについては、平成23年秋以降に、受給者に係る進捗状況、サンプル調査の結果等を踏まえ、実施予定。